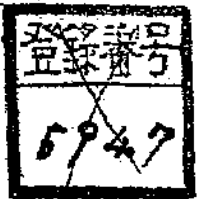


副本



及令各官海守監

引揚援護の記録

引揚援護廳

1950年

甲A第4号証のノ

第一章 引揚の開始

1 引揚の對象

「太平洋戦争」(一九四一—一九四五年)に際し、海外諸地域におつたわが陸海軍將兵の復員に、昭和二十年八月十五日正午、ポツダム宣言受諾(注I發4)を全國民に傳えられた天皇陛下の御放逐(注I發1)の時をもつて決定的なものとなつた。

しかしながら、軍人軍属以外の一般在外同胞が全面的に祖國へ引揚げねばならぬかどうかという問題は、當時は不明であつた。否、政府としては、事情の許すかぎり、多数のものが海外に残留することを訓令したのが實情である。(注II發5)それにもかかわらず、全東亞地域のみに限らず、ほとんど地球上の全面におつたつて同胞の故國引揚が實現されたのは、一つは現地の實情が残留を許さない状態であつたことと一つは連合國軍の要求にもとづいてゐる。(注I發6)

一方、わが本土には、多数の朝鮮人や中國人ならびに在留獨逸國人があつた。膠州領としての中國人はもちろん、カイロ宣言によつて獨立

第二章 引揚の開始

を約束されていた朝鮮人、(注I發2)おなじくカイロ宣言によつて中國復讐を約束されていた臺灣の出身者、その他、おなじく復讐國としての朝鮮人、南方出身者などは、同胞、故國復讐の時をおなじくして、あるいは解放されて歸還の自由を得、あるいは帰還を命令された。

従つて、政府の引揚業務對象は、いわゆる「受入」の對象となつた軍人、軍属、一般邦人と、いわゆる「送函」の對象である「第三國人」と連合國人としての中國人、臺灣省民ならびに他國國人、口の島以南の元鹿兒島縣人、沖縄縣人、インドネシア人などである。中國人以外の連合國人および連合國軍人屬の引揚は、連合國軍が直接處理し、日本政府の所管外になつてゐる。

2 終戦前後における本土近接地域の特殊情況

樺太にあつては、終戦直前樺太廳長官の命によつて、内地軍府が行われた。この北浜遠征は、昭和二十年八月二十四日連軍によつて雅治統帥が禁止されるまで繼續した。しかしながら、この禁止命令にもかかわらず、危険をおかして樺太脱出を敢行したものは、およそ半末まで、

第一軍引揚の開始

この年をこけても若干つづいてゐる。樺太からの正規引揚は、昭和二十一年十二月の連軍管理地既引揚の開始まで實現しなかつた。

東軍部隊住民は、戦時命令各によつて、大部分内地にうつり、關東地方と長野縣下へ疎開した。これらの入々の島嶼部等は、占領軍の許可にもとづき逐次實現した。

沖縄縣民の疎開は、臺灣と九州との二方面に向つて行われた。臺灣の全島民は沖縄縣民の移入に大きな力をつくしたが、この耐堪のためには臺灣在住邦人が各般の保護にあつた。

釜山―下關、釜山―博多間の連絡船は終戦直前にはほとんどとんでいてゐたが、朝鮮からは、終戦前後にむたり、なつたのうちに山陰、北九州へ避難疎開するものがあつた。これはやがて占領軍の日本進駐とともに、正規引揚にきりかえられ、南朝鮮に歸する限り、昭和二十年年末までには大部分の引揚を終了するほどの状態に進んだ。

3 各地の引揚開始

いまだ全體的計畫もなく、現地の事務によつて移動した本土近傍地域からの最初引揚は別として、正規引揚の軌道にのつた最初の記録としては、南鮮、臺灣の陸軍部隊と、レオン島所在の海軍部隊が、昭和二十年九月に引揚を開始してゐる。(注)昭和二十年九月)

さらに十月に入ると、中國、比島(マニラ、タクロバン)、南西諸島の陸軍部隊やミド、マータヌ(南島島)伊豆諸島、小笠原島、ナンタービ

、ウエーク、モートロマン、南大東島、ギナウ、スラオ、ヤンブ、ヤン、トラマタなどの島々にあつた海軍部隊が、祖國へむかつて、歸還しはじめた。後に明らかになるが、太平洋上には、一網もすまやかに救援を必要とする部隊が各所にあつた。フィリピンからの引揚が開始されたのも、この昭和二十年七月のことである。

十一月には、メルト、マンソト、トメニ、ヤルイ、タサイ、沖大東島、北大東島の引揚が行われ、香港からの引揚も開始された。十二月に入ると、英領ニューギニアの引揚がはじまつてゐる。――すなわち昭和二十年、終戦の年の年末までには、おおむね各地の引揚は開始され、米管下の連軍として、東南アジア各地とソ連軍占領地域であつた。

東洋マシヤ地域の引揚は、年改つて二月の北ギルトネオ引揚から開始された。一方、昭和二十一年と断がらば、米軍によつて貸與されたLSTやリバイ型の輸送船、病院船がマルに活動を開始した結果、昭和二十一年四月、五月頃の情勢判断では、終戦直後、引揚完了まで四ヶ年以上を要するであろうと考えられたものも、昭和二十一年會計年度中には、各地の引揚を終了するのではないかと考えられるほどの状況であつた。

ソ連占領地南滿洲からの引揚はソ連撤退後、昭和二十一年五月國民政府の管理の下に開始された。しかし、滿洲、北鮮、樺太、千島にあつた部隊は、シベリヤ方面に移送されたことが明らかとなつた。この引揚は、終戦後、一年四ヶ月を經過した昭和二十一年十二月に開始された。そして、ソ連以外管理地域引揚のしんがりとなつたマニラ作戦隊が歸還を完了した後二年、終戦以來前後六年なかり引揚は米完了である。

第二章 引揚の機構

1 軍および政府の初期復讐引揚政策概観

政府においては、終戦とともに、大本營及び陸海軍省を中心に、武裝解除・式器引揚・休戦調印・海外部隊保護・復員・對外交渉・捕虜・抑留者・戦争裁判などの諸問題ととりくむことになった。在外一級邦人の内地引揚については、最初の決定をみたのは、昭和二十年八月二十一日総務局長會報であった。すなわち、この日もつて在外一級邦人引揚の計立案を綜合計費局及び内務省管理局長協賛することになった。もつともなこの日は、閣議において綜合計費局を廢し、調査局を設けることが決定されているから、内閣調査局と内務省管理局長の所管とよまることがさらに妥當であろう。この八月二十一日は引揚關係においては相當重要な日であつて、同日の次官會議においては、原簿朝鮮人の復員解除方針、陸海軍病院の軍医保護院への引揚、流産検疫につき厚生省にもつて方針樹立、軍用醫藥品の厚生省引揚などが決定している。その後、各個軍によつて、引揚に關する各般の問題は、全面的に改定せしめられるのであるが、八月三十日にまつて「外地（樺太を含む）及び外島在留邦人引揚者應急援護措置綱領」は次官會議において決定した。その内容

は以下のとおりである。

- 「外地（樺太を含む）及び外國在留邦人引揚者應急援護措置綱領」
（昭和二〇・八・三〇・次官會議決定）
- 一、在外邦人の歸郷に準じ、外地（樺太を含む）及び外國在留邦人にして本土に引揚を困難なくせらるる者相當ある事項にかんがみ、政府に於ては、正のこゝろ措置し、我が國の負擔能力を超過するものとする。
 - 一、引揚者上陸地の地方長官は現地に歸郷回を促進し、これが困難なるは別種措置など上陸後援なきを期すること。
 - 二、上陸地ならびにその母の地に於て一時的に要する共同の宿舎施設、食糧、醫療および輸送に關する需要は國庫にまつて負擔するものとする。
 - 三、引揚者にして、養育先あるものは養育先に送附せしめ、無養育者にしては養育院を併置し、全體および生活必需品の供給については、特に臨時保護費を協賛する適格の上置金を協賛すること。
 - 四、引揚者に對しては、引揚證明書を交付し、これによりて、食糧、被服等の供給を受けしめ、又上陸地および引揚施設に到着するまでの交通無償運送の特典を交付しむるものと措置すること。
 - 五、引揚者にして、外地通貨又は補給品運送を所望する者は對しては、上陸地金融機關と海軍の上陸物資との交換又は内地資金への取替を促進すること。
 - 六、引揚者に對しては、權力機關の廢止、職業輔導を施し、生活困難なるものに對しては救済施設を支那にまつて設置の方途を認めること。
 - 七、本件の実施にあたりては、朝鮮總督府東京出張所、各海軍各府東京出張所、軍大臣官邸、次官事務所および關係機關をして協力せしむること。

第二章 引揚の機構

第47号証の2

第七章 送 出 接 護

1 送 還 方 針 の 決 定

昭和二十年八月二十一日、大官會議において強制移入朝鮮人等の撤廃解除方針が、決定された。終戦による事情の急變と前途に對する不安は、解放された人々を喜びの絶頂に立たせると同時に、歸國をいそがせたのも當然の成行であつた。しかしながら、ただ草に歸國をいそがせたにとどまらず、立場の變化から全國各地には、不穏な空氣がみなぎり特に北九州と北海道においては、暴動が起るような状態であつた。これらの人々が急遽に歸國できるようにはからうことは、政府として、海外にある同胞を可及的すみやかに故國に歸還させる問題とともに、終戦後直した緊急問題の一つであつた。政府は昭和二十年九月一日朝鮮人集團移入勞務者等の緊急措置の件」を勞務局係發第3號をもつて、厚生、内務兩省から全國地方長官に送り、近く發送が開始されることを豫告し、發送順位を定め、釜山まではかならず警察主側から引率者がつきまといておくことなどを指示した。

當時、確實な送還基本数は調査されていなかった。九月二十五日まで厚生省社會局が計算した「朝鮮出身者であつて歸國を希望する者」の

第七號 坂田 隆 昭

三五

朝鮮人集團移入勞務者等の緊急措置の件

推定数は、九一〇、六三六人であつた。これは昭和十九年末の在日韓人口一、九一一、三〇七人から同日現在の集團移入勞務者數、二四三、五二三人を差引いたものを一般在日者數(一、六六七、七九四人)とらなし、一般在日者の四〇%が歸國を希望する者(六六七、一二三)と推定し、この推定數に加ふる在日集團移入勞務者數をもつて送還必要基本數としたものである。しかしながら、この數字の基本には、昭和二十年の移入勞務者數は加算されていない。(昭和二十年度における移入承認數は五〇、〇〇〇であつた。)そののみならず、基本數字はたゞに概數にせよ、歸國希望の有無も各種の條件が附随し、別個の問題として、またはははたどらるること困難であつた。現に、歸國者の實數は總數と大きな開きがあり、これは送還業務の上に大きな影響をもよほしている。一方、朝鮮への送還は九月中にはじまつたが、歸國をいそぐ朝鮮出身者は續々下關、北九州方面に集り、輸送能力をこえたため、状況の混亂はますます加わる一方であつた。政府は、九月二十八日さらに「終戦に伴う内地在住朝鮮人および臺灣人の處置に關する緊急措置の件」(厚生省發條第一五二號)を送り、歸國の歸國に關する緊急處置の精神と具証策に關して、くわしく各種の事項につき政府の意圖を明らかにし、特に乗船地の接護に引揚民事務所がこれにあたり、輸送中の誘導、休けいそ

第七号 参出 後 録

五七

他の保護については、従来それら朝鮮、臺灣出身者の指導にまつてきた「厚生會」および「臺灣協會」がこれにあたるなどの方針を再度指示した。これに對して「非日本人」の引揚に關する古領事側の意向が全面的に決定されたのは、昭和二十年十一月一日であつた。十月二十五日以来、職權統制のため、地方與生會または事業主が發行にあつてゐた「對露保護證明書」は十一月十三日午前零時から各地方長官が發行し、各地方鐵道局をプロックとする大はばの發送計畫をたてて發送人員を割當て、朝鮮者の計發發送證明制度を強化した。朝鮮出身者のため發給以來活動してきた中央與生會が解散されたのは十月十五日であつた。このようにして、復員軍人、應徴士、移入集團労働者などの優先輸送は、昭和二十年十二月にはほとんど完了した。

當時、乗船港は仙崎（朝鮮人）博多（朝鮮人及び華北中國人）鹿児島（華北中國人）吳（朝鮮人、華北華中中國人）が指定せられていたが、實際には指令により佐世保、小樽、室蘭、函館、その他も使用された。その他の指定港の外、昭和二十一年一月、一般送出国籍せられた後は、佐世保、大竹、宇布、各古屋、海賀、各引揚接護局と渡渡接護所がいずれも送出国籍送給に當つてゐる。

2 登録制の實施と送出国籍の實績

送出国籍の根本数をとらえるため、在日本朝鮮人、中國人、琉球人および臺灣省民の登録が、昭和二十一年二月十七日の指令によつて、三月

十八日に行われた。その結果はつぎのように現れた。

- 1 「朝鮮人」 六四七、〇〇六人、 歸還希望者五一四、〇六〇人、 北韓九、七〇二」
- 2 「中華民國人」 一四、九四一人（内歸還希望者二、三七二）
- 3 「臺灣省民」 一五、九〇六人（内歸還希望者二、七八四）
- 4 「北韓三〇區以南（口ノ島を含む）の鹿児島を除くおよび沖繩縣民」二〇〇、九四三人（内歸還希望者一四一、三七七）

計 八二八、七九六人（内歸還希望者六七〇、五九三）

この際的全民に對する歸還希望者の百分比は朝鮮人にあつては七九%、中華民國人にあつては一六%、臺灣省民は八〇%、西南諸島は七〇%である。この統計は終戦時における人員輸送を推算する一應の基とする事ができる。すなわち、昭和二十一年三月末までの送還者数は、統計に上つたものとしては、朝鮮人九一四、三五二人、中國人四一、一一〇人、臺灣省民一八、四六二人、西南諸島民一三、六七五人となつてゐるから、その合計はつぎのようになる。

- | | |
|-------|------------|
| 朝鮮人 | 一、五六一、三五八人 |
| 中國人 | 五六、〇五一一人 |
| 臺灣省民 | 三四、三六八人 |
| 西南諸島民 | 一一四、六一八人 |

しかしながら、朝鮮出身者に關する限り、前にのべた資料と比較する場合にはたゞしくくない。その間には、登録もれ人員と歸還したものと統計に上らなかつた人々の存在が推想される。法的な基を数字は昭和

二十二年五月二日「外國人登録會」が公布されて、これによる事ができるようになつたが、昭和二十五年一月現在、在日本朝鮮人は四十萬の登録外人口を加えて百萬と推定されている。朝鮮事情の不安、密貿易などにもとづく密航者の増加は、現在、別個の大きな問題となつてゐるが、引揚開始以來送出国籍統計（昭二四、九、三〇現在）はつぎのとおりである。

【一級送還者】

朝鮮人	一、〇二一、二八九人
中國人	四一、七三六八
臺灣省民	二四、三九五八
西南諸島民	一八〇、六三三三
ドイツ人	一、九〇三人
イタリヤ人	一五八人
その他	二四四八
計	一、二六〇、三五八八

【密航送還者】

朝鮮人	三三二、九四一人
琉球人	一六〇人
臺灣人	二四人

密航者の送還業務は、昭和二十五年三月一日現在佐世保引揚接護局が取扱つてゐる。

第七号 参出 後 録

五七

3 「方面別」送還の状況

【西南諸島方面への送還】 昭和二十一年一月から一般日本在留者の送還に入ったが、一月には、まず西南諸島方面への輸送にあつたことになり、九州地区は鹿児島港からそれ以外の地域在住者は浦賀から、それぞれ乗船を實施した。ところが、たまたま歸還途中に天候急変が發生し、三月十八日ついにこの送還を停止せられたために、鹿児島地区に集結した同方面向け歸還者の数はいかに大きく、鹿児島引揚接護局が中心となつて、鹿児島港に於いてはこの人々の收容接護のために大むらゐの奮動をした。引揚接護院からも係官が現地に行き、鹿児島引揚接護局の外、鹿児島、高崎、熊本、長崎、大分の各縣に、その人々を分別收容して、應念の保護を依頼し、かゝるうで急送をすることができたのであつた。

こゝから滞留者の数は約六、〇〇〇名に上り、應急保護につとめる一方この送還方について連合國軍に申請せられたが、現地要入船務その他の事情からんでいられず、みぎにあげた分輸生活保護は、ついに八月發還再開までつづいた。その間、生活保護の資金も十分でなく、また送還時期がはつきりしないため、適切な職業補導も成り立たず、家をたんで餓死したこれらの人々は、豫期しない不意の滞泊に、わずかの手持金も消費しつくし、賣食いをするをえないといううらやま悲憤な数字を月々傳へてきた。歸還業務にもとづく計發發送は昭和二十一年八月十

第七号 送付 送付 送付

五日再降、同年十一月まで行われた。送還停止から八月十五日送還再開までは一名の送還も行われなかった。その間、外地から各引揚検閲局に引揚けてきた河方面出身の人々も約六、〇〇〇名に達し、これらの人々は、静岡、神奈川、埼玉、東京、千葉、茨城、群馬、三重、香取等の各府所に分館収容された。七月二十四日午三時、連合國軍は河方面からの引揚と呼称し、これらの送還希望者を佐世保、鹿児島、名古屋、宇品の四港から送還する計畫を樹立せよと指令して来た。

その送還計畫は關係者の打合會において、直ちに決定せられたが、まず鹿児島引揚検閲局その他に収容中の人々と神奈川、静岡、三重、その他に収容検閲中の外地からの引揚者が送還を願望された。この送還計畫は極めて好成績で、海陸とも平均八〇一九〇名を占むに達した。しかしながら、九月後半になると、たんだんその数は減少しはじめた。ここに於いて總司令部は、さらに送還希望者の再調査を命じ、十月一日付調査の結果を十月二十日報告することになった。その調査の結果は、一、二八、一三〇名となつて、昭和二十一年三月十八日付で希望した送還人員より二六、三五三名の増加となつてゐる。

この調査にもとづいて送還期限が十二月二十六日まで延長された。河方面出身の送還の緊急的な特殊事情であり、あるいは海外からの引揚者なども多く加わり、一般被送還者にくらべて生活的に餘力のない人々が相當多かつたが、これらに對しては生活用具をはじめ一般物資の供應を、するなど送還の援護につとめ、また送還者への放逐金、検査金などを、ようし、各地方官廳當局としても、できるだけ便宜をはかり、一方地

五八

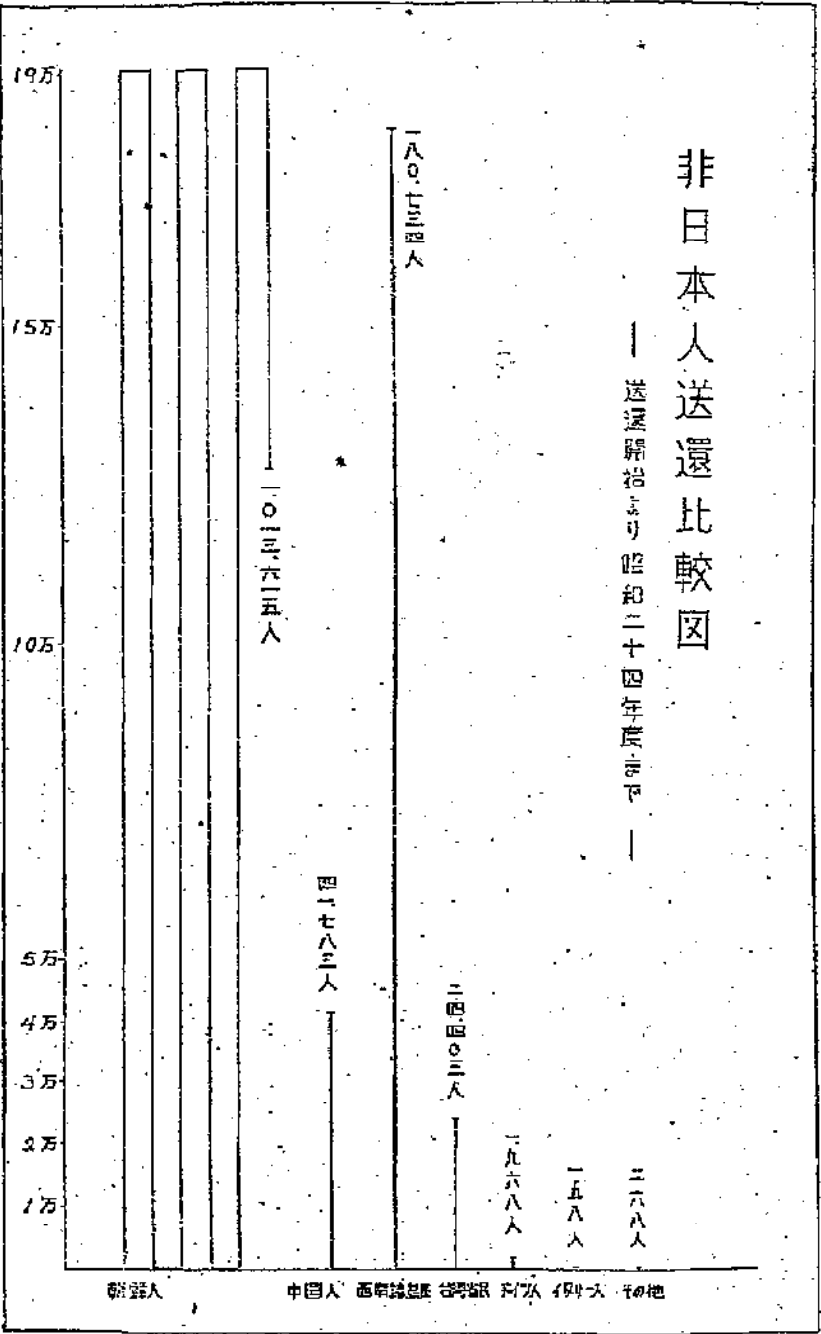
方引揚検閲局においても拘留決定一週間あるいは配船の運送により送還を待つ十日の間のためである。その間に送還した。この時までに送した者は一四二、三三六名である。それ以後はこの計畫期間中特殊の事情で送還できなかった人々の送還を行つたが、昭和二十四年三月十五日をもってこの種の送還を終り、現在は個人的に帰国すべき事情のあるものの多し米國第八軍の許可をえて本國に歸るの旅行が認められている。

【送還希望者、中華民國人の送還】 臺灣省民、中華民國人の送還は終戦後引揚検閲局の住居を利用して昭和二十一年三月とまで多數の人々を送還した。その後の送還は五月五日から十七日までには臺灣省民を宇品から同じく十三日までに中國人を舞鶴、佐世保、宇品から行つた。この送還数はわづかに中國人三、二四〇名、臺灣省民三、四〇六名であつた。これらの送還も同様一時的調査後、わづかに二ヶ月足らずの間に行われ、送還希望者と送還者の数に大きな差を生じ、半品のごときはあらかじめ準備してあつた一五名分の野食などの副食物を備置させる結果となつた。この送還中には、宇品に於いて臺灣省民の中に同じく天然痘の発生があり、指令によつて、臨時集積して約二千名の臺灣省民を二週間隔離し、隔離後送還を延期したのも要請させることになり、さきほぐればその後集積する臺灣省民全数に送還することとなつたため、宇品引揚検閲局はいろいろ困難な立場に立つたものである。

【送還の結果】もとより、朝鮮人計調査結果】 昭和二十二年四月五日付運

非日本人送還比較図

送還開始より昭和二十四年度末



第七号 送 出 提 護

大

今回軍務司令部から三月十八日の送還の結果による計送還(南西諸島を除く)を開始する旨命令があった。朝鮮人は四月十五日から九月三十日に行われ、一日あたり朝鮮一、〇〇〇名、博多三、〇〇〇名ずつ送還するよう命ぜられた。しかし各計送還隊タイヤのついでに送還したものはわずか一日平均送還二、〇〇〇名、三月三十一日午後三時三十分、博多に於て送還隊を再編成し、各送還隊に對して送還事務の便宜や必要物品のあつせん、供與などをはかると同時に、各方面の協力をもとめ、大に計送還隊のようきい力を傾注したが、その結果は、いゝまあらわれずに移つた。しかし七月から八月になつて釜山におけるニッポン發生、ついで南鮮の洪水による鐵路破綻などによつて、つゞつて朝鮮への送還が停止せられたため、博多における朝鮮人の滞留は大、〇〇〇名を越え、日々外地から引揚げてくる約六、〇〇〇名を合わせ、博多別働隊司令部は毎日二、〇〇〇名を突破する引揚者の送還を数十日続けた。

八月送還開始後においては、やや色のついた送還費をあらわしたが、やはり一日四、〇〇〇名の送還タイヤに對して、平均一、〇〇〇名を引揚し、五〇〇名程度を用ひない状態であつた。

この引揚は、朝鮮における鐵道復舊員やメスト決行などのため、きつに一時中止となり、當時の低調な歸還運送をやや北上にも一時低下せしめた。また連合國軍から歸還者の持歸り荷物に對する増量が認められ、一人あたり二五〇ギンドの家財、器具類を五〇〇ギンドとし、また一人あたり四、〇〇〇ギンド又はそれ以上の郵便機、商賣道具なども軍政部

第二に、送還タイヤ人の財産管理と引揚業務のすべてを監視するため「監視司令官」が任命され、監視司令官とその「監視隊」は直接タイヤ人の居住してゐる現地にあり、現地軍政部にかかわりなくこの業務を指揮監督し、日本政府は「都、道、府、縣」すべての業務をこの司令官の監督並に事務的指導の下に行わなければならなかつた。

第三に、歸還者の移住する財産の并購り制度を制限し、殘留財産については歸還者の一家族あるいは個人に對して、各々一名ずつの財産受理人を選び、送還業務の終りに移るまで指令に定められたいろいろの任務に服せしめなければならなかつた。

第四に、送還前に検査その他の警備並びに衛生上の設備を實施しなければならなかつた。

第五は、これら獨逸人送還に要する資材、勞務その他すべての経費を負担しなければならなかつたことである。

第六に、浦賀別働隊司令部においては特に一ヶ月を費して特殊な復舊、給與その他の設備設備をした。この一、〇六九名の獨逸人送還に要した経費は、合計約六百萬圓である。このようにして、ドイツ人とオーストリア人は終始熱心な保守の態度に感服の言葉を發して、二月十五日、ソンのヤンパー號で、懐しい祖國歐洲へ引揚げていつた。

の許可をえて持歸りを許可されることになつたが、關係者のいろいろの阻害にもかかわらず、豫想外に効果がなく、結局、昭和二十一年十二月十五日までの送還は延期せられた。

【南支那方面と小笠原諸島の送還】昭和二十一年十月になつて南方原住民の送還が許され、浦賀別働隊司令部から二十四名が、それぞれ元港洋行船の尾へ送還せられた。小笠原諸島への送還は終戦以來認められず、この間に十月に米英系人廿名送還を許され、二二〇名が同じ浦賀から送還せられた。

【滿洲人とインドネシア人の送還】昭和二十一年三月十八日の送還後滿洲への送還は行われなかつたが、十月になり歸還を希望した二十八名の方が博多から送還せられた。インドネシア人の送還については長くオランダ政府とアメリカ合衆國政府との間に交渉が進められていたが、歸還希望者調査の上、七十六名が神戸港から送還せられ、第二次として昭和二十二年三月下旬に同港から六十名を送還した。

【ドイツ人の送還】昭和二十二年一月二十八日浦賀別働隊司令部に對して「獨逸人送還すべし」という一月十三日付指令は、従前の一般送還の例とちがひを異にした業務であつた。

第一に、被送還隊員である。これらのドイツ人隊員は舊チヤス黨員もしくはそれに類する人々で、軍制的編成を命ぜられたものではない。第二に、北緯三八度以南、北緯三八度以北の北緯はソ連の管理地域となり、この地域からの日本人引揚は國際的な協定に違せず、この地域への送還も延期せられていたが、昭和二十二年一月になり、三月初旬引揚を開始するといふ連絡指示があり、歸還希望者は一月末調査したが、二十一年三月十八日歸還隊員數九、〇七一名に比べて、わずか一、四二三名で、三月十五日大安丸によつて佐世保から歸還したものは、さらに下つて、わずか二二四名にすぎなかつた。

【イタリヤ人の送還】昭和二十二年二月十九日付連合國軍指令によつてイタリヤ人二三〇名が浦賀から送還されたが、この獨逸人送還が完了後、浦賀別働隊司令部は閉局となつた。

4 送 出 提 護 の 一 面

送還提護には、戦後日本の立場や治安上の諸問題など、さまざまの條件が加さなりあり、いづくせな多岐の困難があつた。北海道から釜山あるいは仙崎まで、送還のため多くの困難があつた。北海道から釜山出送提護局の案件には、地方引揚隊委員の大きな努力の事實がかくられてゐる。特に、西郷者の送還については、また特別の苦心があつた。佐世保別働隊司令部において、一局員は、送還提護の一ページをひびくと

四日であるが、この送付には朝鮮人の組織である「朝鮮人女護會」がこの送付業務を行つてゐた。送付課がこれを擔當するようになったのは、昭和二十一年七月十三日以降である。毎送付人員は、一般大二三〇、四三四名、密航者八、八一〇名、計三三九、五四八名。受入も釜山が最も早く、ロロ島、上海、塘沽から計四一三、九六一名、大長、竹内俊平、下根桂馬、總務部長一戒田榮、業務部長一丹羽孝月、第一役員部長一曰高真、第二役員部長一高田永藏、検査所長一藤上三郎。

(7) 大竹引揚接護局 (出張所) (原島海軍大竹町)

大竹は「吉島」を前にひかえた舊大竹海兵隊跡である。戦度の爆撃にも不思議に被害をまらなれて、かつて海兵の首座された十数棟の兵舎や数棟の枵納庫は、そのまま海外から歸る復員兵や一般邦人の宿舎、検査所、倉庫にあてられた。この地區は吳、宇品と合せて、いわゆる「吳地區」とよばれた。昭、二二、二二、二二閉居されるまで、臺灣、滿洲、佛印、沖繩、比島、ビルマ、マラヤ、ジャバ、スマトラ、ザルネオ、ビスマーク諸島、ニューギニア、ソロモン、小笠原、朝鮮、中部太平洋など多方面からの受入れと沖繩縣人の送付に當つた。(受入四二〇、七八三名、送出一、二二七名)出張所長一越行安太郎、竹倉太郎、總務部長日所長事務取扱、業務部長一島淵順也、第一役員部長一黒田己代治、第二役員部長一仙波繁雄、花田卓夫、検査所長一植名三郎。

(8) 宇品引揚接護局 (出張所) (原島海軍宇品町)

第八章 地方引揚接護局

たつとで、多数の犠牲者を出した。この報道は朝鮮においては日本側が故意にやつたものと傳えられたが實情はさうでもない。無事は開局初期には朝鮮人の送出しにあつた。受入の主体は今日ノ連地帯にあるが、華中、朝鮮、沖繩、南方諸地域からも歸還同胞を迎へてゐる。(昭二四、三、三一現在の受入五二五、六二七名、送出一、一八二名)大受一八田健次、林隆壽、宇野末太郎、總務部長一松原由之、太田吾郎、業務部長一打尾忠治、井家伊作、役員部長一徳正雄、検査所長一上山英理、窪田正次。

(10) 田邊引揚接護局 (田邊海軍千原)

前身は和歌山縣の引揚者處受入事務所で、引揚接護局として昭和四年に改稱された。臺灣、露南島、華中および南方からの歸還者を受入れて、送付業務を行つてゐた。受入数は二二二、三三三、二二一人、これも施設は「川邊海兵團」跡で、昭和二十一年一月二十三日の指令によつて設立され、業務を開始したのは、リパテイ型輸送船V〇一〇の受入れからであつた。孤児は二名のみであつたが、特殊な問題として注目すべきことに、非日本人女性を同伴したものと單獨で來航した非日本人女性の問題が三十二回、總數一、七二五名あつた。この人々は救護隊出、一、〇九二名許送輸出四七名によつたものの外、單獨者は入國を許さず、八月一日宇品に移送された。女長一高木武三郎、總務部長一岸谷隆吉、業務部長一田原實、第一役員部長一白石通俊、第二役員部長一三上浩男、検査所長一飯野領雄。

この特色は、引揚接護局としてたつと滿洲露南島下におかれていたいわゆる「吳地區」と呼ばれたものを中心で、當初、大竹が本據で宇品が出張所であつたけれども間もなく宇品が本局となつて所をかえた。局本館舎は元「鎮守府」で、検査所は江田島手前の似島にあつた。南方地區すなわち馬尼ラ、ビルマ、比島、ジャバ、マラヤ、スマトラ、ザルネオを本據とし、臺灣、滿洲、中國、中部太平洋、沖繩からの歸還同胞を擁護し、臺灣、沖繩方面行きの間船を差出した。爾西諸島に歸るべくして持多や佐世保に上陸したいわゆる無縁故者は、ここから歸送した。般、衣料の袖修工場を局内に設けていたことも特色の一つであつた。(受入一六九、〇二六名、送出一、〇五七名)次長一若前伸、三澤厚太郎、武下一郎、守屋茂、總務部長一飯塚英助、業務部長一關口慶蔵、八谷真一、第一役員部長一伊藤秀一、奥山義、弘中辰夫、第二役員部長一千種亮男、花田卓夫、長尾孝久工、検査所長一北條四郎。

(9) 舞臺引揚接護局 (舞臺市東舞臺中田)

シベリヤ引揚基地として、舞臺はソ連引揚開始以來、一般の注目の対象となつた。當初、接護局は西舞臺にあつたが、昭和二十一年三月八日の指令によつて、現在の地「平」にうつつた。舊「平海兵團」跡であつた人の形をした舞臺の局の部にある平運ののぞんでゐる。この邊境に沈んだまやまの先を出してゐる宇品丸は大塚から朝鮮人歸還者約三、〇〇〇名をのせ航路の途次、最寄港に入港すべし、との占領軍の無條件によつて舞臺港へ入るうとして、昭、二〇、八、二四)舞臺に於て沈没し

(11) 名古屋引揚接護局 (名古屋港區大正町七)

則府の身代りとして成立したことに反動のさへあり、受入場所は名古屋港區「三笠航空機製作所」である。受入は南方諸地域、臺灣、中華民、佛印で、同時に沖繩人の送出しを行つてゐる。(受入二五九、五八九名、送出一、二四一名)ここでは死體、遺骨、遺留品の處理が多数に上つてゐる。死體遺骨四〇、遺骨數四七、三一九柱、遺留品一八、〇一一箇、孤児はすくなかつた。名古屋引揚接護局の中に二人の孤児があつた。その一人は中田弘(一四歳)で、沖繩縣國東郡名護村の出身、両親ともに平塚に住んでゐたが、終戦とともに両親ともノ連軍に連行されたため、十月十三日單身舞臺港に上陸、母の知人のとらへていつていたが歸還希望をもち、名古屋へ送還した。他の一人は昭和十七年開親兄弟四人とともに滿洲三江省の臨新圖として入植したが、終戦となり、ヘルピンに集結中、父母、兄弟六人を失つた梶内忠夫(十四歳)であつた。持多へ上陸、十月十七日沖繩へ歸還のため入所したが、内地の飲食先へひき返された。昭和二十一年には天皇陛下の萬歳祝賀があつた。次長一南八郎、總務部長一曰笠博隆、市岡顯郎、業務部長一渡邊一太郎、第一役員部長一中西源治郎、第二役員部長一飯塚哲郎、検査所長一關口敬發。

(12) 浦賀引揚接護局 (横須賀市久須賀元浦海軍工作學校内)

陸軍一關東上陸地支局 昭、二〇、一〇、七(陸支)

長瀬收容所および瀨須收容所

續・引揚援護の記録

厚生省

1955年

TA 第五号証

第八章 遺族援護と「旧軍人」恩給の進達業務

1 遺族援護の発端

遺族援護問題の発端は、わが国の敗戦時にさかのぼる。終戦の年、すなわち昭和二十年十一月二十四日、連合國軍總司令部より、日本政府に對して、「恩給並ニ扶助料ニ關スル件」という覚書が発せられた。その覚書によれば、「軍隊勤務ニ基テ」「一切ノ種類ノ公的又ハ私的ノ年金其ノ他ノ報酬又ハ扶助料ハ、當司令部ニ依リ許可セラルタルモノヲ除キテノ支取ヲ停止」することになつて、追加恩給のようは「支給者ノ勤務能力ヲ制限スル塵疾ニ對スル保護金」は、一応このように制限の除外例とされていたが、それすらも「ソノ支給額ハ軍人以外ノ原因ヨリ生ジタル同様塵疾ニ對スル最低ノモノヲ適シヘカラス」という条件を附せられていた。これと同時に、總司令部海外局は、次ぎのよるな発表を行つた。「かれらは、在外勤務に關する恩給からして、短期間勤務すれば、終身の恩給を受けることができ、しかも彼らなつて再び応召した場合は、官庁、会社に就職するよりなごきにも、続けて恩給をもらつて行くことができる。もつとも、われわれは不逞な人々に對する適當な人道上の

の援助に反對するものではない。養老年金や各級の社会保障の必要は大に認めらるが、これらの利益や福利は、日本人全部に属すべきであり、一部少数のものであつてはならない。われわれは、日本政府がすべて國民市民のための公正な社会保障計画を提示することを、心から望むものである。」「また總司令部経済科幹部長タレーマ大佐の談として、彼等のように報じている。「日本の軍人恩給制度は、世界に類例をみない悪弊極まるもので、軍人生活に能力を与えるために、一般の社会福祉施設との差が余りにも大きく不公平千萬なものである。誤解のないようたことに力説するが、私は老人・寡婦・孤児から生活の資を奪おうといつてゐるのではない。ただ軍人であつたから、あるいは軍人の遺族であるがために、一般國民中國籍としてゐる人達と差別時に優遇されるという制度を排除するだけのことである。」「昭和二〇・二一・二六、日本經濟新聞」そして、右の覚書で差を制定されたのが、年明けて昭和二十一年二月一日のポツダム取合たる「恩給法の特例に關する件」(昭和二十年勅令第六十八号)である。ここで「世界に類例なき恩給制度を」と烙印をおされた軍人恩給が、停止又は制限されたのであつた。

しかし問題は、ここから始まる。我が國家のために殉じた者に対し、

第 八 章 家族保護と軍人恩給の保護

一九二二

何らの措置を講じなからしむるものであらうか。たとえ軍人恩給が、軍人等を他の文官より優遇するものであつたとしても、その恩恵を無に等しとらるゝであらうか。この點については、前記の上記で、許可命令がなされたらば、「養老年金や社会保険の必要は、大に認め」らるゝと云ふので、放擲して置くことは、到底忍び得ないことではなからうか。

これらの情勢に対処するため、新憲法上でも進められたことあり、「養老の恩給に代つて、官吏の恩給制度も、この案を採り、軍人、国民大衆も包含する一種の厚生年金制度のごとき社会保険制度を実施することとなり、軍田厚給は、昭和二十年十一月二十五日、事務当局に對してこれが立案を命令した」(昭和二〇・一一・二六、毎日新聞)のであつた。すなわち、吉田首相の意圖したところは、「戦時の恩給が停止されたにもかかわらず、ひとり文官の多量恩給の特権を享受することは、極めて不合理であると思ふ。もとより政府の雇用人であるから、政府がその回恩をみることは、当然であるが、特權的救済を受けることはいけなから。文官の恩給が廃止されれば、武官の場合と同様、厚生年金保険に代つた保護制度で切り替へる」(昭和二〇・一一・二七、読売新聞)といふことであつて、文官、武官を通じて、恩給を全廢して、新たに、一般企業の被用者保険たる厚生年金保険で取換しようとするものであつた。しかも、このような政府の努力は、諸種の情勢により、この案を實現することなく止つてしまつた。

ここに問題の発端がある。

家族保護の問題をとりあげることには、到底できなかつたことが指摘できよう。

多岐のような国内、國際の情勢が、その後、漸次移り變つてきたことは周知の通りであるが、昭和二十六年に入ると及んで、ようやく近き隣邦に關し、講和条約の内容が論議されるに至り、遂に後の日本のあり方が深刻な問題としてとり上げられることとなり、他面であつて、獨立を標として、改めて軍人遺族の問題が回想されずにはなされなかつた。かたがた海を越えたヨーロッパでは、同じく「敗地にまみれた陛下」(一九五〇年)「戦争犠牲者の扶助に關する法律」が成立し、その中、密令轉成と充塞した内容が我が國に面照されることになり、遺族問題は、その解決の曙光を見出した感を受けたのであつた。

この點、厚生省がなされた、戦時遺族者保護法(遺族者法)に対して如何なる手ざしの入るかにして、ラビラビと研究が始められた、その指針は、一九二四年十月十六日に記し、一〇の恩給決定を生じた。「戦時遺族者及び戦時遺族者の恩給に關する打合せの設置に關する件」が、それである。この打合せは、「戦時遺族者保護法(遺族者法)の恩給決定を固るため」に厚生省に對してなされたものであつて、「厚生大臣の諮問に依り恩給問題に關する方針および処置方法を決定せよ」とのものとされ、厚生省、総務府、大蔵省及び人事院の代表者をもつて構成されたのであつた。この協議決定は、政府が、はじめて戦時遺族者、戦時遺族者の問題を公式たとりあげたといふことだ、歴史的意義をもつものである。これを引用した國會の決議に對する厚生大臣の答弁の論議上の點を

第 八 章 家族保護と軍人恩給の保護

2 國會提出案での指針

このような指針のまま、何時までもこれを放置することではなから。これらの空気に、國民の感情を以て、御意になされる国会は、又及ぶが、第五國會は、その「遺族者保護法に關する決議」(一九二二、第十國會)を以て、「遺族者保護法及び留守家族法に關する決議」として、それぞれ決議されたのである。しか「深き人道精神に立脚して、これら戦時遺族者、戦時遺族者及び留守家族法に對し、國家保護を斷乎として尊重し維持するべし」(遺族者保護法)と「留守家族法に關する決議」に對して、政府は、「第五國會は、衆、参兩院におかれましては、未だ人成ひて戦時遺族者の福祉に關する決議がなされ、政府として、……、何分特權回復のごとであり、問題に、軍人に關することであり、軍人に關するがためは、特別の保護をする、特別の特遇をするといふことは、當時の情勢からして、いたしかねるのでありまして、生活に困難してある人たつきましては、軍人の遺族法たる」といふことを問はず、すべて生活保護法で平等に処置して參じたのであります」(第十國會)をかける黒川首相の答弁)として、なんら遺族法等に對する特別の指針は言及するところがなかつた。かような政府の消極的態度は、當時に於ける日本経済の回復の状況が運々として進まず、ひいては、國家財政の余力がなかつたといふことでも、政治國家復興命令書の起草がなされた事情を背景として、當時の國際情勢としては、徹底的に軍人恩

給は、一時代の差があるといふ。これはこの面をかける國際、國內の情勢の動きが如何に大きかつたかを容易に反映してゐる。この打合せは、昭和二十六年十月二十六日発足以來、大回にわたつて討論を重ねたが、打合せとしての「一義した結論」は、いふ、到達しなかつた。打合せの協議を固めるにつれて明かとなつたことは、遺族法に對する恩給の基本的方針を定めて根本的に異つたものがあることであつた。すなわち、遺族保護の具体策としては、第一回打合せ以來、階級別による軍人恩給の復活を行ふべきとする恩給法の意見と、階級別を廢止して社会保険の恩給から遺族法の恩給に即して解決を図るべきとする厚生省の意見が出され、両省の歩みよりがでなかつた。昭和二十六年十一月二十二日、第十四「朝日」に「遺族法に關する決議」を以て、討論を受けることになつた。とあるのは、この面の問題を窺はしめるのである。

元來、軍人、遺族に對しては、恩給法を以て、増加恩給あるに任ずるが、その扶助料等が支給されてきたが、これらのものも、昭和二十一年の勅令第六十八号によつて、停止制置されたことだ、前記の通りである。したがつて、このら恩給を停止制置された軍人、遺族に對して、その恩給を与へるに當つては、旧軍人恩給の復活をすすめるのが、自然であらう。文官にあつては、現行恩給制度が存在するのであるし、その、遺族法になつた日文官に對しても、おまかく恩給法の適用を受けるものとすれば、これとの見合をなさずして、旧軍人、遺族に對し、恩給を復活させるべきであるが、それでは、そのをなすといふ。しかし、恩給を復活する場合には、恩給法の恩給に對する

第八章 遺族補償と旧軍人恩給の連通業務

第一、平和國家建設の途に多かるも夫國といたしまして、是の遺族補償であることは事實をたまたたのせであります。これを、この法律により被徵者遺族補償法に就いて遺族補償を行ふことと根本的範圍とを定めたい。

次にこの法律案の大體をいって説明しようとする。第一、対象でありませぬが、この法律による遺族補償を受ける対象は、大體として、二といたしました。第一、昭和二十一年以前に戦死した者及びその遺族であります。第二、戦時捕虜を停止又は強制収容された旧軍人等及びその遺族であります。第二は、戦時捕虜の捕獲の場所、風土、風俗、言語、人工又は被徵者たる軍属及びその遺族であります。但し捕獲を前線又は停止された旧軍人等及びその遺族については、今さら、説明を要しないところであり、又戦時捕虜の風土、人工及びその遺族については、前記申し上げました内地捕虜の風土、人工たる軍属及びその遺族との間に存する処置の不均衡を是正したることを旨とするものである。

第二、遺族の範囲について申し上げます。まず、戦時捕虜等に対しては、戦前六万六千円から二万四千円までの戦前年金を支給し、かつ、一時の生活の苦しい場合は、その職業能力を回復せよ、その他の厚生を固むため、厚生恩給の給付を打ち、また補給金を支給し、加えて、高度の身体障害者たるものは、厚生補給金を支給し、これに取替する方針を講じ、その補償の万全を期せんとすることをめざります。又遺族に対しては、遺族年金及び遺族一時金を支給することとし、いたしました。すなわち、不具職業の夫、十八才未満又は不具職業の子、六十才以上又は不具職業の父母、扶養する直系血族の夫、十八才未満又は不具職業の父母、扶養する直系血族の夫、六十才以上又は不具職業の祖父、祖母の遺族に支給し、配偶者がいない場合は、一人につき五千円の年金を支給し、その生活の補償の一助となし、てゐるものであります。また昭和十六年十二月八日以後、すなわち、太平洋戦争開始以後戦死した者の遺族に対しては、遺族一時金を、不具職業の夫、十八才未満又は不具職業の子、父母、扶養する直系血族の夫、十八才未満又は、不具職業の孫、祖父等の範囲及び地位により遺族に対し、戦時遺族一人につき五万円の遺族一時金を支給することとしたのであります。

次に各年度の補償に關する點は、金額の面でいふべきであり、隨時年金の所要額は、約十八億円、遺族年金の所要額は約百五十六億円、遺族一時金として、平均第一の點、被徵者について遺族の性質はいかなるものか—これを一時的に説明することは困難である。しかし、これが單なる國家扶助でなく、受給者に対し資産調査、収入調査を行わなければならないことからしても、また「これらの者を援護する」といふ趣業理由説明からも、明らかに立脚して、これらの者を援護する」といふ趣業理由説明からも、明らかである。さらさらこの点に關し、古武厚相はその國會の答弁において、「このたびのこの種は、もちろん國家として國家に命をささげられた方の遺族に對し、義務としてやるべきでありまして、これはたゞ國家が風情的に差し遣入るべきだとは考へておられません。もちろん、國家補償の運用から、遺族として、自らを補つてほしい。これを本格的に申します。それが遺族とかがうよつうは制度で初めから出るべきだろうと認むるのでありますけれども、しかし、これは現在停止されてあります。…」と述べられています。これらの趣意のあらもよく、遺族法は、この軍人及びその遺族に關する限り、軍人恩給が復活するまでの暫定措置として、この性質をもつものであり、旧軍人、遺族に對する恩給は、恩給法の特別に關する件の失効と共に復活するであらうといふこととなるわけである。この点に、恩給法の將來における最も大きな問題となるのである。法案一集下四〇、「國家補償の精神に基き」とあるのは、かような性質をもつて、衆議院を通じて修正されたものであります。

第二の点たる遺族の對象の拡大については、恩給法の適用を受けていた軍人、文官のみならず、広く公務又は公務に準ずる事由を負担し、死亡した者を援護しようとするもので、すべて政府職員でも旧國籍

を付される公務員等の所収恩給、約五十三億円、厚生恩給等に充てる恩給約七億円、その他補給等として約三億円、計約三百七十億円を計上しようとする大體であります。

以上がこの法律案の大體であります。本法律案に定められたものは、遺族法の子等の遺族を主とし、戦時捕虜の遺族等たるため、金額面を充てたい。遺族に對し特別に、身體障害者を一時的に特別に適用する等の措置をとることとしたし、これがために約二億円の予算を計上している次第であります。しかしながら、戦時捕虜等遺族等に對する處置については、政府は今次の議をもつて十金のものとすることを主張してあります。しかし、現下の日本の財政力のもとにおいては、その主張を所とすることはできません。政府は、別當新法特別補給金を設け、旧軍人等及びその遺族に對する恩給に對し更に増額を行う所であり、これがたゞ必要な特別措置として、恩給法の特別に關する件の適用に關する性質を今回急に講じたことと考へております。これらの諸般の事情を考慮せられ、戦時補償の上、すなわかに細可決せられたいことを願ひする次第であります。

国会に於ける論議

同日午時に出された被徵者案件、衆、參兩院に於て、それぞれ修正を加えられたるが、その論議の概況は、次頁の三頁に掲げよう。

第一、被徵者に対する補償は、國家補償の精神に立脚してゐる。すなわち、遺族補償の性質をもつものであるといふこと。

第二、遺族の對象を専ら軍人等とする限り、一時金たる性質をもたすべきであるといふこと。

第三の點—遺族年金については、それよりさき遺族団体から、次ぎのように入力があつたことを附記しなければならぬ。すなわち、昭和二十七年版は、遺族臨時手当として一定額を支給し、遺族補償に關しては、別に被徵者對策を設立するといふことである。あつた、この軍人等は、この種法による遺族年金の額を不當に少額であるとし、これが恒久的立法とされることは、國家補償の原則から、又遺族の美譽もきめて承認できなからざるものであらう。これらの事情を反映するものであるらうか、遺族年金の支給については、昭和二十七年版に限り、衆議院に於いて特別が設けられ、一時野、その他の措置がとられることより、初年度に於ては、一時金としての性質、すなわち遺族臨時手当としての性質を強く帯びることとなつたのである。そしてまた、この措置は、この法律をもつて軍人恩給復活までの暫定法であることを法文上明確に入れたとの論のあつたことも関連して、議々の議論の末との

第八章 遺族援護と旧軍人恩給の進達業務

れたものであることを注目すべきであらう。

以上三項の外、衆参両院で争ひ、これらに關連し弔慰金を受けるべき遺族の順位決定を如何にするべきかの問題も派生し、陸軍年金額も修正され、その論議何時つきるとも知れなかつたが、昭和二十七年四月二十五日、国会で成立、法律は、四月三十日附きとして公布された。

4 その後の発展

この法律は、昭和二十七年四月以来、二十九年十二月までで、すて五二、〇〇三、三三八件の裁定をなしてゐるが、これらの間に於て、つぎのような法律正が行われた。

(一) 旧軍人恩給の復活

遺族援護法成立の前年から、旧軍人恩給復活の議がなこり、幾多の論議を朝野でおこしたが、これは、昭和二十八年八月、「恩給法中一部改正法」により実現するに至つた。この軍人恩給の復活にともなひ、遺族援護法の対象からは、恩給による受給資格者、いふかえれば、旧軍人の遺族の大部分が除かれるであつた。なお、遺族援護法と恩給法との關係は、昭和二十九年に成立した恩給法中一部改正法により、遺族援護法に於て公務上死亡したものととして遺族年金または弔慰金の支給をうけた場合には、恩給法にかゝりても、そのとき、これを公務死亡として取り扱うことになつた。これは、旧軍人恩給の敷定を促進するのにならめて適切な措置であるとも、遺族援護法が恩給法の適用を受けていた軍

人に關するおなじ旧軍人恩給復活までの暫定措置としての性格を有してゐたことからして言明できるところである。

(二) 対象の拡大

昭和二十八年八月には、旧給付連合会の進航する船舶に乗り組んでた船員（略して船員といつてゐる）にも、法を適用した。これらの船員は、船舶運賃金とさうきわめて國家性の強き機關の進航する船舶に乗り組んでゐたことからは、しかも、國家公務員にきめて近き身分關係をもつたともいえるのであり、しかも、國家公務員法にもとづいて效用されてゐたことでもあり、その勤務の實際から考へても、すでに遺護の対象となつてゐる他の軍人・軍属と何ら異なるところはないのであつて、あらため、法の対象とするのにとらまわしてゐるものとすべきである。

(三) 遺族年金のハイス・アップ

昭和二十八年八月に、遺族年金のハイス・アップが行われた。その額は、配偶者・子・母・孫祖父母の順序による先順位者一人の場合は、二七、六〇〇円（昭和二十八年十二月末までは二五、二〇〇円）であり、先順位者が二人、たとへば、父母二人が先順位である場合においては、これに五、〇〇〇円を加えた三二、六〇〇円（昭和二十八年十二月末までは三二、〇〇〇円）を二人で分けることとなる。これらの額は、恩給法で支給する兵の公務扶助料の額とを合せて定めたものである。

(四) 弔慰金範圍の拡張

当初にかゝつては、遺族に年金はもとよりのこと、弔慰金すら支給されず、また恩給法にかゝつてもいろいろまでもなく、扶助料は支給されなかつた

あめ 感激のこの日まで

沢村 信彌

- 一、凍る夜に 吹雪に雨に 寂れし休に 願ひのつて ツツとこらえつ 歯をくらしはら かんばりぬいて 寛ちぬいた
- あめ 感激のこの日まで
- 二、暮れて静し 花び寒の宿に 今日も無事かと 抱き合ひて 突顔で取ひて 心で泣いて はげまし合つて 雨をぬいた
- あめ 感激のこの日まで
- 三、「あめ今頃はあめ今頃」と 遠く故郷をしのびつゝ 老いも若さも 希望に燃えて がつちりくんで 生き抜いた
- あめ 感激のこの日まで

が、昭和二十九年四月遺族援護法が改正され、たとへ死亡そのものが公務上のもとの認められなかつても、日軍専断または太平洋戦争に關する勤務に關連して死したのであれば、弔慰金は支給することとなつた。いわゆる軍人および准軍人は、その生活行動が嚴重な軍規に由り規制されてゐたものとすべきであつて、いわば、行住坐臥これ勤務であつたと考へられるので、死亡そのものがたとへ公務によるものと認められなかつても、何らかの補付をなすことが實際にそのものと考へられれた結果である。

5 旧軍人恩給の進達業務

前述のように、多数遺族等の要望としていた旧軍人恩給は、昭和二十八年八月実現したが、その予想件数は、旧陸海軍を合めて、公務扶助料一、七〇五、〇〇〇、普通扶助料一五七、四〇〇、普通恩給六二二、三〇〇、一時恩給二三八、〇〇〇、一時扶助料四一、二〇〇、修習恩給一四五、九〇〇、總計二、八〇九、八〇〇件に上るものと見込まれ、これらの龐大な業務の処理のためには、正規の職員のほか多数の非常勤職員を雇ひ入れ、早期進達完了の努力をなした。

その結果、昭和三十年三月十二日現在にかゝつては、公務扶助料一、五〇八、八一九件、普通扶助料七一、九七五件、普通恩給二二五、八五〇件、一時恩給一五二、三三七件、一時扶助料一、七八五件、修習恩給六四、八〇六件、總計二、〇三五、一二二件の進達をなしてゐる。

第八章 遺族援護と旧軍人恩給の進達業務